

第 20 期

第 14 回

総会議事録

令和 7 年 6 月 18 日

1. 開催年月日 令和7年6月18日(水)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時1分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

松川 延安

署名人

高野 和介

事務局	ただいまより、第14回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。お疲れのところ、ご苦労様です。 だいたいの皆さんは、春の田植えまでは終わったと思います。 梅雨入りしたのに、この暑さですから倒れないように充分気を付けてやっていただきたいと思います。 さっそくですが、本日の会議、よろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 8番 松川 延安 委員 15番 高野 和介 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案第1号の2ページ、8番の農機具所有状況と10a当たりの価格に誤りがありました。 また議案第7号の別紙、資料1－3の10番の所在地ですが地番が抜けており、正誤表のとおり訂正しますので

	よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず 1 番 1 件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。二人は親戚です。 6 月 6 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また 6 月 5 日に、現地調査をしました。 家庭菜園程度ですが、野菜が作付けされていました。 申請地は大槻町の市街化区域で、受け人は農業の経験はありませんが、当面自家用野菜の栽培に取り組んで、今後さらに農地を増やしたいとのことでした。意欲を感じられました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について、付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、農業開始です。 6月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 貸人と借人は鈴木委員の紹介で貸借を決めたもので、耕作放棄地を利用し、ハウスを建てていちごを栽培するとのことです。 農機具は所有しており、代表が経験者を招いてこの法人を設立しました。農作業は代表と社員とで行います。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月9日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻が行います。 申請地は農地として適正に管理されてます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番から6番までの 3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番から6番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は5番との交換です。 受け人と娘夫婦が農作業に従事します。 次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は4番との交換です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。 次に6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番から6番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番から6番までの 3件について、許可と決します。 次に7番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 6月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、影山推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 貸人と借人は祖父と孫の関係です。 借人は普段から農作業を手伝っており、本格的に農業に取り組むため今回の申請に至りました。 農作業は借人が行い、農機具は祖父から借ります。 申請地を現地調査しましたが、水稻が作付けされており、問題ありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について許可と決します。 次に8番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 以前に受け人から自宅前の農地が荒れていると相談がありました。 現地は数十年、手付かずのままです。受け人が周辺の草刈り等を行い、今日までできましたが雑木が育ち、手入れも限界になったため当事者間で話し合いました。 受け人が負担して整地を行いました。現在は排水を行っています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について許可と決します。 次に9番から11番までの 3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	9番から11番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。

	受け人と妻、息子が農作業に従事します。 次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は同一世帯内の子への贈与です。 受け人と父親が農作業に従事します。 次に11番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 この土地は3名による共有になっていますが、貸人2名の持分を借人に賃貸するものです。 借人と父親が農作業に従事します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番から11番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番から11番までの3件について 許可と決します。 次に12番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月11日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 渡し人は高齢のため、耕作が困難で隣に住む受け人に贈与することにし、受け人は自宅の前であることから受けることにしました。 受け人が農作業に従事します。

	調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について許可と決します。 次に13番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について、

	許可と決します。 次に14番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月2日に事務局職員と現地調査したところ、適正に管理されていました。受け人は農家歴7年、受け人の姉が4年、父親が60年と3人で農作業にあたっております。近くに適当な農地がなく、車で10分、約7kmになりますが、農地が見つかりましたので申請に至りました。 地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、問題はないと思われます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番 1件について許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。

	転用の目的は農家住宅及び農機具倉庫の敷地拡張のためです。 農地区分は第1種農地と判断しました。 これは農地法の認識不足で、平成17年頃から現況で使用されています。最近になり、転用許可が必要と知り申請に至りました。 顛末書も添付されています。 日照等、周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
	1番について、審査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、 既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。

	貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、建設工事の残土一時仮置場及び残土を戻した後は駐車場として利用する一時転用です。 6月11日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請地の西側は高速道路の側道、北側は太陽光発電設備、東側は貸人所有の農地ですが、現在作付けされていません。 南側は水路を挟んで水稻が作付けされていますが、盛土周囲に土側溝を設置するなど対策を行います。 建物は建てないので日照の影響はありません。周辺に影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－（１）－ア－（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は 2－1－（１）－ア－（イ）－c で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。 次に、2番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	2番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、ヘリポート工事用地のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 6月6日、佐久間会長と事務局職員2名とで合同の現地調査を行い、申請地は適切に管理されていました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。 周辺農地への影響については、道路より低い土地であるため土砂の流出等はありません。 また建築物は建てないため、日照など周辺農地への影響はありません。工事終了後は農地に復元する確約書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-ア)で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、1番同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に、3番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	3番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地は草刈り機で刈れる所は適切に管理されていますが、大きな木が数本ありました。 クリーンエネルギーの発電と遊休農地の有効活用の双方が可能になるため、今回の申請になりました。 申請地は原野と道路に囲まれており、周辺農地への影響はなく、雨水は自然浸透、汚水と雑排水の発生はありません。 切土と盛土は行わず、草刈り、伐採して整地するため土砂の流出はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-力で農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。

	その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。 1番と2番の2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第4号別紙をご覧ください。 議案第4号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1番と2番の2件につきまして、いずれも買い受け希望者は全部効率要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各委員から確認をいただいておりますので内容は適当であると認められます。 よって、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することは適当と認められますが、 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	1 番と2 番の2 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番と2 番の2 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第4 号を終わります。 続いて、議案第5 号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず1 番 1 件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	1 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 5 月29日に事務局職員と現地調査しました。 現地は山林と隣接していて、昭和56年頃に親からの贈与で当該農地を取得していましたが、昭和63年頃から耕作しておらず、現在は山林と一体化しており、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、非農地と決します。 次に2 番と3 番の 2 件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	2 番と3 番の調査の結果を報告いたします。 まず2 番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。

	6月2日に事務局職員と現地調査しました。 書類上はあるのに場所がわからなかった件で、地図を作ってもらったとのことで今回の願い出になりました。 次に3番について、ご報告いたします。 市道の近くですが、北と東側から木が大きく迫って日陰を作り作物が育たず、篠竹や木が生えている現状となりました。 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、 非農地と決めます。 次に4番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	4番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 6月3日に事務局職員と現地調査しました。 申請地は20年以上、耕作しておらず、現在は雑木とつる状の雑草に覆われています。農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、

	非農地と決します。 以上で、議案第 5 号を終わります。 続いて、議案第 6 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 1 番から 5 番までの 5 件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号別紙をご覧ください。 議案第 6 号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の 3 者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。 1 番から 5 番までの 5 件について、計画の内容を調査したところ貸付け相手方は全部効率要件及び農作業常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番から 5 番までの 5 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番から 5 番までの 5 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第 6 号を終わります。 続いて、議案第 7 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から意見を求められましたので、お諮りするものです。 まず議案第 7 号別紙をご覧ください。

始めに農用地区域からの除外について説明いたします。

資料１－１をご覧ください。

除外の内容ですが、公共性の高い事業の実施、錯誤等の土地、非農地判断された土地を農用地区域から除外するものです。

資料１－２をご覧ください。

公共性の高い事業の実施、錯誤等の詳細は記載のとおりで
合計８筆、面積は1,299,71㎡です。

資料１－３をご覧ください。

農業委員会において、現況が山林・原野であることを理由として
非農地判断した土地や既に現況が非農地である土地について
農用地区域から除外するものの詳細は記載のとおりで
合計19筆、面積は28,940㎡です。

次に農用地区域への編入について資料２－１をご覧ください。

編入の内容ですが、中山間地域等直接支払交付金の活用により
農地の適切な維持管理や農業生産活動の継続が見込まれる農地、
土地改良事業により圃場整備を実施する農地及び錯誤によって
農用地区域に編入するものです。

資料２－２をご覧ください。

中山間地域等直接支払制度関係で編入する農地の詳細は記載の
とおりで、合計26筆、面積は27,114㎡です。

続いて、資料２－３をご覧ください。

土地改良事業による圃場整備関係で編入する農地の詳細は記載の
とおりで、合計124筆、面積は45,778.58㎡です。

続いて、資料２－４をご覧ください。

錯誤の詳細は記載のとおりで１筆、１㎡です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について
ご意見、ご質問等ございませんか。

	(意見交換)
議 長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。 続いて、議案第8号「令和8年度農業施策に関する意見の提出について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から説明を求めます。
後藤 秋夫 委員長	福島県農業会議から令和8年度農業施策に関する意見の提出等について、依頼がありましたので4月15日の農業相談日に検討し、5月13日に推進委員事前検討委員8名による検討を行いました。 5月27日の推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。内容は事務局から説明します。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	タブレットの令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書(案)をご覧ください。 1 農業生産基盤の確保・強化 (1) 農地集積・集約化については、三つの意見です。 ○ 策定された地域計画の実現に向けた支援策を拡充すること 国・県 ○ 機構集積協力金に経営転換協力金の再事業化を検討すること 国 ○ 農地の集積8割の目標については、各地区の現状に合わせた目標を見直すこと 国 (2) 優良農地の確保については二つの意見です。 ○ 農地バンク手数料の減額・無償化に対し支援すること 国 ○ 農地バンクによる手続きの簡素化を進めること 国・県 (3) 農地の基盤整備についてですが、二つの意見です。

- 圃場整備の推進支援と併せて関連施設・設備導入への支援を拡充すること 国・県
- 中山間地域等での基盤整備の支援を拡充すること 国・県
- (4) 遊休農地対策・所有者不明農地対策については二つの意見です。
 - 未整備地等の条件不利地等、遊休化が懸念される農地への支援を講ずること 国・県
 - 機構集積協力金に経営転換協力金の再事業化を検討すること 国
- (5) その他（農業生産基盤の確保・強化関連）は二つの意見です。
 - 水害に田んぼダムが有効である等の利用拡大のための啓もう活動を推進すること 国・県
 - 基盤整備をはじめとした補助事業等を活用する際に問題となる相続未登記農地について対策を講ずること 国

2 担い手の育成支援

- (1) 担い手育成・確保については一つの意見です。
 - 地域計画に位置付けられた担い手（個人・法人）について支援を強化すること 国・県
- (2) 新規参入・新規就農者や多様な人材の確保については三つの意見です。
 - 地域の担い手として定着できるよう新規就農希望者への研修、新規就農者への就農後のサポートに対し支援を強化すること 国・県
 - 49歳を超える新規就農者への支援策を講ずること 国・県
 - 地域計画に位置付けられない兼業農家、小規模農家に対する国の考え方について、施策等を含め明確な方針を示すこと 国
- (3) 農業労働力の確保については二つの意見です。
 - 外国人の雇用や農福連携などによる雇用について、より活用しやすい制度の構築を図ること 国・県
 - 雇用労働者に対する生活環境（住居等）を確保するための支援を拡充すること 国・県
- (4) 収入保険等セーフティーネットについては二つの意見です。
 - 収入保険の補填については、農業資材費の物価高騰などを

考慮した見直しにすること 国・県

- 燃料、生産資材等の価格高騰対策について継続すること
国・県

(5) グローバルマーケットへの対応については一つの意見です。

- 農産物と併せて日本の食文化を輸出する取り組みを行うこと
国

(6) その他（担い手育成支援関連）は二つの意見です。

- 各種補助事業等の仕組みが複雑化していることから、
わかりやすい制度設計とそのPR及び事務手続きの簡素化に
努めること 国・県
- 国の補助事業の財源については、都道府県及び市町村の
財源負担を必須とせず、国が一括して補助すること 国

3 地域活性化対策

(1) 地域計画の実行支援については一つの意見です。

- 策定した地域計画を実現するため、今後検討に必要な協議に
係る事務経費等について、引き続き予算を確保すること 国

(2) 中山間地域等における営農環境の整備については三つの意見です。

- 日本型直接支払制度の地目別交付単価の見直しについて
検討すること 国
- 作業の効率化に向けた新たな栽培方法の導入、推進すること
国・県
- 日本型直接支払制度については、取組団体の事務の負担が大きい
ことから、事務手続きの簡素化に努めること 国

(3) 有害鳥獣対策については二つの意見です。

- 有害鳥獣捕獲隊員の人材確保・育成について支援を継続すること
国・県
- 効率的・効果的な有害鳥獣対策資材導入への補助など支援拡充
すること 国・県

(4) その他（地域活性化関連）は一つの意見です。

- 地域活性化を推進するため、観光と農業を合わせた総合的な
支援を拡充すること 国・県

4 食料安全保障関係

- (1) 食料自給率の向上対策については二つの意見です。
- 畑地を活用し、輸入依存度の高い作物の生産向上を図る支援を講ずること 国・県
 - 改正食料・農業・農村基本法に基づく実効性のある事業を実施すること 国
- (2) 適正な価格形成については二つの意見です。
- 再生産可能な農畜産物の適正価格の仕組みを構築すること 国
 - 国民に対し、国内農畜産物の適正価格について理解醸成を促進する施策を講ずること 国・県
- (3) 生産資材の安定確保については二つの意見です。
- 国内の食品廃棄物や汚泥、畜産廃棄物等の有効活用及び肥料等の安定供給を図る施策を講ずること 国・県
 - 生産資材の輸入に関し、価格の高騰対策及び安定供給対策を継続すること 国
- (4) 不測時の食料安全保障対策について
- 国内への農産物の安定供給を図るため、米をはじめとした政策の見直しについて検討すること 国
 - 新たな食料・農業・農村基本計画の食料自給率目標の早期達成に向けた取組を実施すること 国
- (5) その他は意見がありません。

5 本県農業の復旧・復興

- (1) 営農再開に向けた環境整備について
- (2) 営農再開促進に向けた支援については意見がありません。
- (3) 原発事故による風評対策については、一つの意見です。
- 輸入規制がある国への規制撤廃措置を講ずること 国
- (4) その他（本県農業の復興関連）
- 米をはじめとした福島県産農産物のブランド化やPRを強化すること 県

6 農業委員会業務関係

- (1) 農業委員会制度については二つの意見です。
- 農業委員会制度及び委員の活動について、広く周知すること

	国・県 ○ 機構集積支援事業など農業委員会活動に必要な経費の財源について要望額を確保すること 国 (2) 農業委員会が所掌する農地関係制度については一つの意見です。 ○ 圃場の大区画化により作業機械も大型化しているため、農業用施設への転用許可不要面積2aの見直しを検討すること 国 (3) その他（農業委員会業務関連）、一つの意見です。 ○ 委員の業務も年々複雑化していることから、業務効率化の支援を講ずること 国・県 7 その他農業施策全般 (1) その他農業施策全般については二つの意見です。 ○ 米をはじめとした福島県独自の農畜産物の品種開発を推進すること 県 ○ 気候変動対策、環境に配慮した栽培技術研究の推進及び栽培技術普及に努めること 国・県 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの後藤 秋夫委員長及び事務局の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり承認と決めます。
	以上で、議案第8号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の 2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」

	次のとおり、1番から21番までの 21件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「許可処分の取り消しについて」 次のとおり、1番 1件について取り消したので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり1番と2番の 2件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第4号を終わります。 ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。 次に5月20日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。
事務局	市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る 農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、 申し出があった各案件の概要を説明いたします。 お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の 可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。 4月締め切り分で、7件の申請がありました。 1番から5番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番と 軽2番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。 中央1番の事業目的は、ドライブインです。 店舗と物置、駐車場27台分に転用する計画です。 申出地は土地改良が実施された第1種農地ですが県道郡山湖南線の 沿道にあり、流通業務事業・一般国道区域として許可要件があります。 中央2番の事業目的は、物流施設です。

冷凍冷蔵倉庫と事務所、駐車場86台とトラック待機場 8 台分に転用する計画です。

申出地は郡山中央スマートインターチェンジから300m以内にある第 3 種農地、公共施設至近距離農地です。

第 3 種農地の転用は許可することができます。

日和田 3 番の事業目的は、資材置場です。

プレハブ、外壁・木材置場にする計画です。

申出地は登記地目、現況地目ともに農地ではないので農地転用は不要です。

西田 4 番の事業目的は、資材置場で追認案件です。

山砂、碎石や資材などを置きます。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、第 2 種農地の転用は申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田 5 番の事業目的は、資材置場と駐車場です。

山砂と碎石置場、大型車駐車場12台分に転用する計画です。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、第 2 種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

三穂田軽 1 番の事業目的は農業用車両の駐車場です。

運搬用や従事者用車両など12台分に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設のため許可できます。

三穂田軽 2 番の事業目的は農業用資材の格納庫です。

申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり農地法施行規則第29条第 1 号により許可不要です。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議 長

次に松川 延安委員から、審議の内容を報告願います。

松川 延安 委員	5月20日に特別委員会を開催しましたのでその審議の結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、除外が5件、用途変更が2件、合計7件の申請があり協議しました。 特別委員会では7件のうち5件は記載のとおり許可基準を定め1件については農地法施行規則により、もう1件は非農地により農地転用は不要と決しました。 決定内容については市長に報告することに決し、既に報告しております。 以上、特別委員会の報告とさせていただきます。
議 長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第14回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第14回総会（令和7年6月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

14件で、田 54, 135㎡ 畑 9, 274
でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農家住宅及び農機具倉庫の敷地拡張でした。

第5条 農地の転用は

3件で、太陽光発電設備1件、ヘリポート1件、一時転用1件でした。